

社団法人 日本産科婦人科学会役員および評議員選任規程

趣 旨

第1条 この法人（以下本会という）の役員（会長、副会長、理事、常務理事、監事）および評議員の選任は、定款に基づき本規程に従うものとする。

会長の就任

第2条 会長は前年度の前任副会長が就任する。

副会長の選任

第3条 後任副会長は、次々期会長予定者として理事会で推薦し、評議員会および総会の承認を経て決定する。

副会長の改選

第4条 副会長に事故があり理事会が必要と認めた場合は、改めて前条の規定に従い副会長を選任することができる。

理事の選任

第5条 理事は2年ごとに次に定める各ブロックごとに、各ブロック所属評議員により候補者を選出し、評議員会において選任される。

北海道ブロック：北海道

東北ブロック：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東ブロック：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京
神奈川、山梨、長野、静岡

北陸ブロック：新潟、富山、石川、福井

東海ブロック：岐阜、愛知、三重

近畿ブロック：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国ブロック：鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国ブロック：徳島、香川、愛媛、高知

九州ブロック：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎
鹿児島、沖縄

理事の定数

第6条 理事の定数は、各ブロックごとに前年の12月31日現在、そのブロックに所属する会員で会費を完納した会員数700名につき1名の割合とする。その会員数に700未満の端数を生じた場合は350名を超えるとき1名を加え得るものとする。但し理事総数が23名を超え、または下ったときは、理事会は各ブロックの比例人員または端数が生じた場合の人員を変更し、理事総数を23名にする。

理事の補充

第7条 理事に欠員が生じた場合は、その理事の所属するブロックから補充することができる。

常務理事の選任ならびに補充

第8条 常務理事は、理事の互選による業務担当主任6名と、会長の推薦による2名とし、理事会の承認を経て就任するものとする。常務理事に欠員を生じた場合は、理事会の議決により補充することができる。

監事の選任ならびに補充

第9条 監事は各ブロックごとに会員中から候補者を推薦し、その候補者のうちから理事選任を行う評議員会において選任される。

2. 監事に欠員を生じた場合は前項の手續に準じて補充することができる。

評議員の選任

第10条 評議員は各地方部会ごとに、その会員中より選任される。

2. 評議員は原則として前年の12月31日に65歳未満であることが望ましい。

評議員の選任の時期

第11条 評議員の選任時期は、理事選出を行う年の1月1日から1月31日までとする。

評議員の定数

第12条 評議員の定数は、各地方部会ごとに前年の12月31日現在、その地方部会に所属する会員で会費を完納した会員数40名につき1名の割合とする。会員数に40名未満の端数を生じた場合は20名を超えるとき1名を加え得るものとする。

但し、評議員総数が340名を下り、または370名を超えるときは理事会が比例人員を変更するものとする。

評議員の補充

第13条 評議員に欠員が生じた場合は直ちに所属地方部会から補充することができる。

評議員会議長・副議長の選任

第14条 評議員会議長並びに副議長は、各ブロックごとに選ばれた詮衡委員により評議員の中から候補者を選出し、評議員会において選任される。

選任規程の変更

第15条 この選任規程は評議員会の承認を得なければ変更することができない。

附

1. 本選任規程は昭和52年1月7日から施行する。
2. 第12条の規定にかかわらず、本会設立後5年間は、昭和46年4月2日施行の日本産科婦人科学会役員および評議員選出規程第14条を準用する。

改定 昭和52・5・20